

KTK ひゅうまん 京都

No. 521 2020年4月号

編集／京都障害児者の生活と権利を守る連絡会 〒603-8324 京都市北区北野紅梅町85 弥生マンション内
編集発行責任者／池添 素 電話&FAX(075)465-4310 購読料 1部80円 年間購読料1,000円(送料実費)

- P.1 左大文字 つどめ
- P.2 常任委員会から 池添 素
- P.3 「ふつうのくらし」を求めて 大西里江
- P.4 車いす視点から社会を斬る 86 矢吹文敏
- P.5 社会の変化、私の発達 池添 素
- P.6 障害者差別解消法について 民谷 渉
- P.7 2+2=詩 赤富士文兼
- P.8 つれづれあらぐさ 中山 恵美子
- P.9 背中を伸ばしてひとと一緒に歩む 62 すぎな
- P.10 365歩のマーチ 安藤 史郎
- P.11 知っ得情報 松本 美津男
- P.12 ありがとうございます・資料

左大文字

緊急事態宣言前後から外出自粛が続いている。大学は5月連休明けまで休校。以降も全く見通せない▲こんな時だからと作業を始めた。もう2年ほど前にもなるが依頼があつて手付かずになっていた原稿だ。「男性介護者」についての単行本だが、序に次のようなことを書いてみた▲

「男の修行」。いまでも多くの経営者や指導者が座右の銘としていっているが、軍人山本五十六が残した代表的な格言だ。苦しいことも、云いたいことも、不満なことも、腹の立つことも、泣きたいことも、多々あるだろうが、ひたすら堪えて耐えて我慢しよう。それが男の修行だ。戦前の言ではあるが、今も規範として機能しているとすれば、男性の琴線に触れるような意味合いもあるのではないか▲介護者の中にもこの格言を地でいくような人も少なくない。「怒鳴るな。殴るな。殺すな。そして耐えよ」を書いて自身戒めに行っているという母を介護する息子。会員番号「No.797」を充てられたSさんは、「泣くな！S」と言ってもらった！とメールしてきた▲識者は、弱音を吐いてもいい、助けを求めよ、隠すな、というが、「介護者になったからといって、すぐには泣けないんですよ！」。だから、愚痴って泣いてSOS、を発信することのトレーニング▲「新・男の修行」のすすめだ。

つどめ



「てんとう虫」
渡辺あふる

常任委員会から

〈どうもどうもどうも〉

感染爆発を防ぎ、一日も早い感染終息の日は迎えられるのか？それは誰もわからない。かつて経験ない新型コロナウイルスの世界的蔓延。何人の人がどのような感染経路でウイルスに感染し、何人の人がウイルスに勝ち生還し、何人の人がウイルスに命を奪われるのかもわからない。感染が世界を駆けめぐっている。日本も例外ではなく、都市部から始まり、次第に地方都市にも広がっていつている。

〈誰が困っている？〉

結局、今までの社会的弱者が、最も社会が困難になった時に一番大きな負の影響を受ける、今回も例外ではない。ドラッグストアから消えたマスクや消毒液、医療的ケアが必要な重度障害のある方や家族や支援者はどうしているのだろうか。自力で手に入れることができない場合、どうすればよいのだろうか。少しだけ希望の光が感じられるのは、始まりの武漢で町の封鎖が解除されてきたこと。しかし、これも実際に大丈夫かどうかは誰にもわからない。世界中が手探りで、各国の経験値を情報収集して医療者は治療にあた

っているだろう。その負担は想像できないほど過酷だと伝えられているが、何とか持ちこたえてほしいと願う。

者との契約になり、同時に利用料は利用した分だけの日払い。利用した人数分しか収入にならない仕組みは、このコロナウイルス禍で欠席者は続出。どこまでの保障がされるか不明確なまま、不安は募ります。困っているのはみんな同じだが、自分ではなんとかできる場合は困り度が違い、不便なレベルでなんとか乗り越えていけるかもしれない。しかし、不便を通り越して、生活が立ち行かない、いのちの危機が迫る場合に、行政や国の公的な手立てがなくては、乗り越えていけない。

〈軒並みの中止〉

ちは消化不良。中止にできない仕事もたくさんある。医療、介護、福祉、新聞やテレビのマスコミ、そして保育現場。休めない職場で働くパパやママの子どもたちのいのちと生活と育ちを守る現場。感染を防ぎながら、楽しい毎日を過ごすには大変な努力が必要。この努力に見合うだけの保障十分考えてほしい。中止にできない仕事がこの社会にはたくさん存在、そしてそれを支えている人たちが成り立っている。メーデーも今年では中止。

池添素（京障連事務局長）

4月5日に予定していた松本俊彦先生の講演会の企画は残念ながら中止をしましたが、その後5月6月の催しは軒並み中止。残念だが仕方がない。しかし、観たり聞いたり学んだりする側は「ザンネン！」で終わるが、準備をしてきた人達の気持





「ふつうの暮らし」を求めて 4

大西 里江

〈「不通」の暮らしにならない社会を〉

「不通」の状態から通じる状態になると、人は楽になります。人と人がつながり、心を通じるのです。伝わることは、生きていくためにとても必要なことです。私伝道師でいたいと思っっています。痛みや苦しみ、辛さのサインをしつかり受け止めて気持ちを通じるくらしができるように思っっています。

「不通」の暮らしは誰も望んでいません。どんな人でも通じる社会、つまり痛みや苦しき、辛さなどがしつかり伝わる社会でないと生き辛いです。

すべての方が「不通」の暮らしにならないように、少しずつでも相手のことを理解して、相手の出しているサインに気づけたらと思います。心の余裕と寛容さをもって受けとめられる器を常に持ち、ちゃんと人と接していくことができたら通じ合えると思っっています。

〈もう一つの「ふつう」〉

「不痛」は痛みがない、痛まないことです。つまり、「不痛」は体も心も痛みがない状態のことです。痛みや気持ちを分かってもらえて、痛みもなく、気持ちも穏やかに過ごせることが、理想のくらしです。しかし、現実には本人が求めない現状がたくさんあります。

夫は重症になったことで、一生ここで暮すと願っていた施設から退園するように言われ、今は自宅近くの病院で生活しています。本人が望まない生活を、本人のことなのに、本人以外の理由や事情で退園させるといふ社会になっています。



夫の病気は進行する難病で、発症するとどんどん進行していきます。施設に入所するときに、進行することをわかった上で、「一生ここでお世話になります」と自らの意思をしつかり伝えていました。本人は重症になっても、この園ですつと過ごすと信じていました。しかし、社会は措置から契約へと変わりました。契約とはお互いの同意が必要です。相手がN oといえれば成立しません。寝たきりとなり、自らの意思を伝えることが難しくなると、家族が本人の代わりいします。

本人の意思を尊重したい、しかし制度の壁がありました。その制度改正には、個人の意思を考慮することはなく、ただ園を存続し、守るためだけのものでした。丈夫な体と、自らの主張や行動ができる方が決めていく制度は、当事者のことを考えてはいないので、重症になつても気持ちも想いもありません。しかし、声なき声は聞き入れてもらえない。制度改正することで、どれだけの人が自らの意志と反する生活をしなくてはいけなくなるかを分かってもらいたい。

不自由な身体で毎日を暮すだけでも大変なことなのに、さらに生活の安心まで奪ってしまう制度が本当に正しい制度なのか？守れないことの葛藤は続いています。人と人との間にあるのは心です。どんな方にも心はあります。心、つまり気持ちに応じてあげられる社会制度でないといけないと思っます。今のままでは、社会的弱者方はいつまでも「不通」の暮らしです。

車いす視点から社会を斬る!

矢吹 文敏(日本自立生活センター)

【命のトリアージュ】

「私は、この歳まで十分に幸せに生きたから、私の人工呼吸器を若者に譲って欲しい。」と言つて亡くなった外国の高齢女性のことが美談として報道されていた。

いかにも有りそうな話だが、私はこの報道を見た時、何かしら寒気を覚えた。

昔から、この種のたとえ話はさまざま形で登場するが、いづれも人の命の選別を問いかけるものとして人の心を惑わせる。

例えば、貴方が。自分のお母さんと自分の子どもが川に転落しました。貴方が飛び込んで助けるとしたら、親を助けますか? それとも子どもを助けますか? というようなものがある。

る。私が若い時にこの話を聞いた時には、「自分は泳げないから、両方共助けられないな」とか、自分には子どもがいないからこんなこと聞かれても答えようがないな、と半ば投げやりになった覚えがある。

また、クルーズ客船のようなものが事故に遭い、ボートで助けることの出来る人数に限りがあるときに、助ける順序として、女性と子どもを優先することが普通のルールだ、とは言いながら、それを不服とする男性が必ず現れる。

例えば、貴方が。自分のお母さんと自分の子どもが川に転落しました。貴方が飛び込んで助けるとしたら、親を助けますか? それとも子どもを助けますか? というようなものがある。

その現実感のあるドラマの中で

で、読者もまた自分の立場で登場人物に共鳴していくことになる。しかし、その共感も、自分が平常心でいる時といよいよ自分が追い込まれた時とでは、その事情は大きく変わってしまうかも知れない。

現実が起こった事件で言えば、K国の船の事故の場合、お客さんより早く船長が逃げ出したということまで起こり、大きな問題として報道された。

また、昔から有名なわが国の話としては「楢山節考」という小説の元になったというある貧しい村の風習で、年老いた母を山奥まで捨てに行くという話だ。

貧しいがゆえに村の人口を一定に保つことで若い自分たちが生き残るといふしきたり。その風習の中で、親を捨てに行かなければならない息子と、捨てられることが分かっているながら息子の背中に背負われている母親の気持ちを小説や映画化したもの。

のだが、子どもの頃に見た映画としては、私自身として、もう一つ理解が出来なかった覚えもある。

☆

相模原市の障害者施設での障害者殺傷事件、起こした犯人の「優生思想」。人は、犯人を特異な人と位置づけ、自分たちとは違う人間がやったことと無関係を装うが、実は私たち日本人(人間)の本質には、自分以外の人間の存在を許さない基準があるのではないか。

それは、時として自分も含めて許せない価値観が有り、自死を選ぶ人さえいる。

「命の選択」を迫られる究極の世界は「戦争」と言う極限のない。

幸だとは思いますが、今現在国民全体に「外出禁止の要請」という前例のない状況の中で、潜在的な差別心に基づく命の選択を迫るような状況だけは避けて欲しい。

社会の変化、私の発達

〈働くことを考える〉

70年も生きてきました。大人になるまでの時間を差し引いて、社会人として働いた時間を振り返ると、ついこないだ京都市職員として採用された時だったような気がします。実際は半世紀がたち、もう人生も終盤を迎えています。

市立醍醐和光寮は、今はありませんが、私が最初に勤務した障害児入所施設です。新採職員と一緒に希望に燃えて社会人生活をスタートさせました。しかし、がっかりすることが多くて、当時の入所施設の課題に直面する毎日でした。とりわけ障害児の人権を声高に言うことがはばかられる時代で、学んできたこと、やりたいと思っていることがごとく否定されました。

〈全障研との出会い〉

そんな時に誘われたのが全障研第5回京都市大会の準備活動でした。同僚にいた京都教育大学障害児教育学科の卒業生が声をかけてくれ、発達保障という言葉に出会いました。「右も左もわからない」とはこのことを言うのだと思います。何もわからないまま、障害のある子どものために働くことに、少しでも意味を見出したいとワラにもスガル気持ちで実行委員会の周辺でウロウロしていました。大会当日の動き回る田中昌人先生の姿も鮮明に覚えています。養護学校義務制の施行や与謝の海養護学校の開校はビッグニュースで、大会でも取り上げられていました。

それから全障研大会に参加す

ることは、私の毎年のルーチンワークとなつていきます。そして全障研と仕事は私にとつての車の両輪。生業としての仕事は生活に必要です。全障研はその仕事に意味を持たせるために欠かせない存在になりました。

〈仕事の意味を考える〉

障害があってもなくても、どの子も同じ発達のみちすじがあり、その発達に必要な働きかけを考

えるのが私たちの仕事。子どもの育ちを支える仕事に発達の視点は不可欠だということを全障研で学びましたが、職場で学びを活かすことはなかなか難しく、葛藤する毎日でした。特に知的障害が重度で、発達障害の特性も強く、コミュニケーションをとることが難しい子どもたちへの働きかけは手探り状態で、全障研での学びや実践検討がなければ、薄っぺらい、世話をするレベルの仕事で終わっていたと思います。社会人

1年生から始まった、仕事への向き合い方の葛藤は、全障研との出会いでトンネルの先に少し光を見ることができました。それは50年たった今でも続いています。50年の年月は一日一日で成り立っています。一週間でも一か月でもなく、毎日の積み重ねです。毎日出会う子どもたちやお父さんお母さんとの積み重ねが仕事の意味を作ってくれています。だからこそ発達の知識、かかわりのスキル、相手の発信をキャッチする感覚、そして働く仲間との共同を大切にするスタンスが必要ではないかと最近考えます。あとどれだけの子どもたちと出会えるか、お父さんやお母さんから話を聞かせていただけるかわかりませんが、コロナウイルスに翻弄されている毎日でも大切な一日として刻みたい。

池添素

(NPO法人福祉広場)

障害者差別解消法について

弁護士・民谷涉

2013年に障害者差別解消

法が成立し、障害者雇用促進法

が改正されて障害者差別を禁止

する条項が入りました。その後、

16年4月1日に、いずれの法律

も施行されています。

06年に採択された障害者権

利条約は、90年にアメリカで成

立した差別禁止法などの差別概

念を取り入れ、障害者差別を禁

止しています。この差別の中に

は、①不利益取扱い（直接差別、

間接差別、関連差別）と②合理

的配慮の不提供を含みます。日

本は、障害者権利条約に07年に

署名しましたが、その後、国内

法を整備するために時間を要

し、条約を批准したのは、14年

のことでした。13年に障害者差

このような経緯によるのです。

ところで、成立した障害者差

別解消法は、障害者権利条約と

見比べると、残念ながら、見劣

りのするものとなっています。

特に問題なのは、民間事業者に

対する合理的配慮の提供を法的

な義務にせず、努力義務に落と

していることです。また、不利

益取扱いの3類型である、直接

差別、間接差別、関連差別につ

いても、法律制定時の政府参考

人の説明では、しっかり法律で

禁止しているのは直接差別だけ

で、間接差別や関連差別は今後

対応する、などという説明でし

た。そうしますと、差別を禁止

しようとしても、現在の法律で

ために法律を作ったり改正した

りしたのに、条約よりもレベル

の低い法律しかないのでは、何

のために法整備したのか分かり

ません。一刻も早く、障害者権

利条約と同じ内容に改正すべき

です。

このように、内容には不満の

残る法整備でしたが、成立後の

裁判の流れを見ていると、障

害者差別解消法や、改正障害者

雇用促進法に触れて、不利益取

扱いを違法としたり、合理的配

慮の提供義務を導いたりしてい

る裁判例が散見されます。例え

ば、性同一性障害を理由として

ゴルフクラブの入会拒否した事

件（静岡地裁浜松支部平成26年

9月8日判決）は、障害者権利

条約や障害者差別解消法にも触

れ、性別の取扱変更を理由に差

別をしてはいけないとしていま

す。また、アスペルガー症候群

に由来する行動などを理由とし

て解雇された事件で、障害者雇

用促進法の規定にも触れて、障害

者に対する合理的配慮提供義務を

導いています（京都地裁平成28年

3月29日判決）。

このように、法律ができたこと

によって、裁判所も、不利益取扱

いの禁止や合理的配慮の提供義務

を言いやすくなったのではないで

しょうか。その一方、今の時点で

確認できる裁判例は、法律制定後、

施行前に発生した事件です。今後、

法が成立し、障害者雇用促進法が改正されて障害者差別を禁止する条項が入りました。その後、16年4月1日に、いずれの法律も施行されています。06年に採択された障害者権利条約は、90年にアメリカで成立した差別禁止法などの差別概念を取り入れ、障害者差別を禁止しています。この差別の中には、①不利益取扱い（直接差別、間接差別、関連差別）と②合理的配慮の不提供を含みます。日本は、障害者権利条約に07年に署名しましたが、その後、国内法を整備するために時間を要し、条約を批准したのは、14年のことでした。13年に障害者差別解消法などが成立したのは、

きたいと思えます。

新型コロナウイルスが日本でも

世界でも猛威を振るう中で、この

原稿を書いています。障害当事者

の皆様も、不安な日々を過ごして

おられることかと思えます。次に

私が原稿を書く日には治まってい

ることを願って。

2+2=詩

「未知の楽しみ既知の安心」

ふと目についた昔読んだ本を手にとった
見覚えのある表紙をめくり

何度も読んだ物語の世界に入り込む

全てではないがある程度、しっかりと覚えていいるその中身

読んでない本気になる本はたくさんあるのに

なんでわざわざ読み直すのか？

忘れていたセリフを思い出す

気づかなかつた伏線に気づく

思い至らなかつたことを想起する

その意味はいくつも思いつくけれどきつと一番大きな理由は

展開もすでに知っていて結末もすでに知っているから

ハッピーエンドが約束されていることに安堵しながら

分かり切つた物語を読みふける

「風邪ひきの詩」

寒気が体を駆けていく

背中の上を何度も何度も

軽やかに走られるその度に

ぶるぶると震えが引き起こされる



頭痛がしつこく居座っている
頭の中に穴を開けて

そこで槌を振るっているんだ

絶え間なくこんこん叩かれて

鈍い痛みが離れない

布団にくるまって

ごくごく水分をとって

万が一の備えに洗面器を枕元に備え

風邪との戦いはいつまで続く

「コトバツカイ」

いろんな言葉がいろんな文が、僕の中からあふれてくる

思考の隅から、心の奥から、時も場合もわきまえず

それはあつという間に濁って混ざり

あるいは溶けて散って、消えてしまふ

なんとかかすくい上げて形にしても時に歪んで

時に固まり切らずあやふやなまま

頭の中では自由にできるのに

形にしようとする

とたんにままならない言葉たちよ

これを使いこなせる日は

果たして自分に来るのだろうか



つれづれあらぐさ

あらぐさ福祉会は長岡京市にある社会福祉法人で、障害のある人たちの暮らしを支える事業を行っています。1986年に無認可の共同作業所を開所して以降、日中の通所から生活の場、ヘルパー事業所等、地域で暮らし続けるために必要なものを作り出してきました。今回の連載開始にあたり、「障害者の喜びと悲しみ、家族の喜びと苦悩、職員の働き甲斐と先が見えない苦悩…そういうことが浮き彫りになればと思います」とお話をいただきました。日々自分が経験していることや感じていることを通して、それぞれの一場面を綴れたらと思います。なお、内容については個人情報に配慮して構成しています。

場面④ 朝の9時30分、窓越しに挨拶する

「おつ、今日は電気ついてんで」「中山さん、いるかな」と、廊下にした窓の向こうから話し声が聞こえます。しばらくすると職員のかげ声とともに、車イスの彼が左手で窓を開けます。目が合うと、「あ〜（おはよ〜）」と得意げな表情。通所先は隣の新館ですが、少し遠回りして朝の寄り道です。先日は久々に顔を合わせたせいか、感極まって泣き顔での挨拶でした。

☆

一緒に連れてきた職員のこと、グループホームでの出来事、今日の予定等について話します。思っている話題でない時はへの字の口で“違う”、彼の伝えたいことに近づくと“それやで〜”と全身で表します。

最後は必ず「今日は、誰の面倒見はるんですか？」という質問で、グループのメンバーや職員の名前を一人ずつ挙げていきます。“この人！”というところで、「あ〜い」と左足キックで返事があります。「じゃあ、今日は〇〇さんのこと頼みます」や「今日は主任が休みなんで、主任代理で」とお願いして、握手で見送ります。

50歳代に入った彼ですが、誕生直後は病院で“二十歳まで生きられない”と言われたそうです。「もう、倍以上生きてるわ」と笑って振り返るご両親。平日はグループホームで、週末や長期休暇は自宅での生活です。80歳を超える父親が彼のベッドの隣に寝て、夜間の介助を行います。一晩に数回「お〜い」と声を出して呼ぶそうですが、グループホームに入居してから彼の声が大きくなったとのこと。グループホームでは夜勤室から一番遠い居室なので、声が届くようにと彼なりに考えたのか、「生活の知恵なんかな」「いくつになっても成長するんやね」とご両親は話さ

☆

以前、ご家族が入院された時には「あらぐさやグループホームは、終の居場所や住処にはならないのですか」と投げかけられました。24時間は365日と謳われるグループホームですが、人間的にも報酬的にも運営は厳しく、また医療的な支援が必要となるとさらに受け入れのハードルが高くなります。

彼の当たり前の日常がこれからも続くように、自分が出ることは何なのか：「人間は、この世に何か用事があるのです。彼から学ぶことは沢山あります。」―彼の二十歳のお祝いに、当時79歳だった祖母が寄せた言葉。

朝の寄り道を楽しみに待っている自分は、彼からたくさんのものである。受け取っているのだと気づくのです。

中山 恵美子（あらぐさ福祉会）

背中を伸ばつてついでに一緒に歩む

すぎな（訪問看護師）

62 アンパンマン

友人から聞いた話。昔、病院の外来で仕事をしていた時の事。職場の同僚が自分の子供を

予防注射に連れてきた。診察が一通り終わって、処置室で「さあ、注射」という段取りになった。子供はすでに雰囲気を感じて、顔を引きつらせて断固拒否の構え。周りの大人は、看護師が抑え込み医師が注射を構える。子供は抑え込まれて、余計に暴れて「ママー！」と叫んだ。残念。ママも看護師。抑える側に廻ってしまった。周りにはもう自分の味方はいないと察した子供が叫んだ言葉。「アンパンマンー！助けてアンパンマンー！」

が、そのあとの寒の戻りがあって、花も日にちをかけてゆっくり開いたようで、美しい姿を長く見ることができている。いつ

きつめの美容院でも、客が来てくれないから訪問理容を検討したい、と相談されたりした。買いたい物はネット注文が増えて、配送会社は人手不足で「熱が出ても休めない」状況になってきているという。

自分は入り口で服を着替えて部屋に入る」と言い出したおじいちゃんがいる一方で、独り暮らしのお年寄りには、「何とかなるやろ。」と他人任せの状況。ある認知症のお年寄りは、訪問すると荷物をカバンに詰め込んで、テレビの前でカバンを抱えて震えていた。「今から逃げるんじや！大水が来るぞ！」非常事態宣言のテレビ報道をみてパニックを起したららしい。いくら、外は良い天気で、大水は来ない。今は逃げる必要がなく、危険はないからといっても、聞いてもらえなかった。

庭も、今年は花見の宴も栈敷もなく、行儀よく『社会的距離を保った』散策の人がちらちら見られるぐらい。車道にまで溢れて通行の邪魔になるほど、バスで詰めかけていた観光客の姿など、きれいさっぱり見られなくなった。一陣の風で舞う花嵐に、歓声が起こる。静かでゆったりとした花の空間。

穏やかで風情はあるが、一方で観光が資源の京都。感染を抑え込むために自粛に協力していると、明日の生活を営むことができなくなって、経済的に破たんする人も出てきそうだ。行って、入る人を最小限に留めて、

訪問看護も、備蓄していたマスクや消毒、プラスチック手袋などのケア継続に必要な備品が、ぎりぎりの状況になってきた。業者に発注しても受付すらしももらえない。京都市から災害備蓄用マスクが配られたが、1事業所50枚入り1箱。厚生労働省から30回洗えるマスク1枚ずつ。備品が無くなったら、事業の継続は難しい。それ以前に、スタッフや利用者さん

に感染者が出たら、訪問どころではなくなってしまう。利用者さん、ご家族の対応もまちまちで、療養中のお子さんがあるご家庭では、「孫を部屋に隔離し

ても、大人は、今自分ができることを、慌てず丁寧にやってくしかない。

今年の春は、早めに咲いた桜

365歩のマーチ

1 さあいよいよ。

新米ママパパもがんばるぞ。

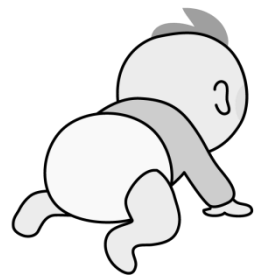
4月の晴れたある日。普段は朝寝の時間なのに、父に抱っこされながらキョロキョロ落ち着かない様子。いつもと違う場所、見知らぬ人に囲まれて緊張気味の8か月児、ゆいちくんです。新型コロナが心配される中、保育園の先生方も「大切な節目」として万全の配慮のもと規模を縮小してでも開催を決断してくれ、入園式も無事終えました。

日の朝もまったく特別感はなくゆっくりと起床し、のんびり準備。「そろそろかなあ、どの服着る？」などお気楽な会話をしながら出発ぎりぎりにゆいちくんを着替えをしようと思ったら、おむつの中には立派なうんちが。「えー！ー！いつも朝しないやん！」。声をあげる父に、「保育園が始まると、ぎりぎりの準備では甘いぜ」とでも言ってくるようなニヤリ顔でこちらを見るゆいちくん。ありがとう。これから朝はゆとりをもって行動します。

必死におもちゃを舐めまわし、これでもかというくらいアンパンマンの人形をお風呂の淵に叩きつけて遊び（笑顔で耐え忍んでいるアンパンマンがかわいそう）、かと思いと泣いて親を求め：こんな小さいからで毎日一所懸命生きている子どもたちは、何を感じ、何を考えているんだろう：ゆいちくんの顔を見つめるたびに不思議に思います。仕事柄、子どもと遊ぶのは大好きなのですが、いかんせん家事・育児はマイペース。「かわいっただけでは生活できません！」と毎日おしりを叩かれています。育児本にはよく「子ども中心の生活になっていく」と書かれています。ママは出産とともにすぐに変わりましたが、パパはやや取り残され気味、がんばります（ほ

※

ていくということを自覚していくのか」と実感することができました。ゆいちくんもママもパパもドキドキの新生活にいざ突入です。



んとは仕事も育児もばりばりがんばりたいのですが）。

人生はワン・ツー・パンチ
汗かき ベそかき 歩こうよ

あなたのつけた足あとにや

きれいな花が咲くでしょう♪水

水前寺清子「365歩のマーチ」

どんなに大変なときでも、ゆいちくん自身の流す汗や涙、笑顔が宝物。彼の一步一步に感動する気持ちを忘れないで、ゆいちくんの365日を綴っていきたいと思います。

安藤 史郎（あかつきひばり園）

父である私自身は、とある児童発達支援センターの職員として日々子ども・保護者に関わる仕事をしています。職員として何度も経験した入園式ですが、いざ自分の子どもが保育園に入園する：となっても実感がもてません。当

とで節目を越えて生活が変わっ

知っ得情報

コロナ感染防止で年金等手続き猶予

松本 美津男

新型コロナウイルス感染拡大防止のため外出自粛が求められていますが、それに伴って、障害年金や特別児童扶養手当等の手続きについて必要書類等が提出期限に間に合わなくても差止めを行わないことになりました。

ですから、当面、感染の不安があるのに無理をして診断書等を期限までに提出する必要はありません。

紙面の都合で、根拠となる事務連絡名のみ紹介します。

○障害年金関係

令和2年3月6日付厚生労働省年金局事業管理課長名事務連絡

「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため受給権者等から届書等の提出がない場合に年金の差止めを行わないことについて」

○特別児童扶養手当関係

令和2年3月9日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画

課名事務連絡

「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため受給資格者が特別児童扶養手当等の受給に必要な届出が提出できない場合等の対応について」

あなたもぜひ 仲間に



サロン・サークル・地域活動展開中
生活支援スタッフ(資格不要)募集中
介護職員(資格要)募集中

ひとりぼっちの高齢者をなくそう
元気な高齢者はもっと元気に

「よろず相談」承ります(随時)



あなたも支える存在に

京都市北区紫野東野町1-5
電話075-432-3636

命の平等をかけた、 無差別平等の医療と 福祉の実現をめざす

働くひとびとの医療機関です

看護師・薬剤師・医師や医療技術者を

目指す方をご紹介ください



京都民主医療機関連合会

〒615-0004 京都市右京区西院下花田町21-3 春日ビル4階

TEL 075-314-5011(代) FAX 075-314-5017

Home Page <http://www.kyoto-min-iren.org>

e-mail: info@kyoto-min-iren.org

ありがとうございます

(敬称略 2020/4/10)

■年会費 クリエイツかもがわ・江村裕之 (19/20年度)・中川恵子
平井栄子・竹内三紀子・百上真奈

■分担金 中丹障害者の福祉と教育を豊にする会 (2020年度分)・京都肢体障害者友愛会

<資料> 【2020年4月8日】 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言にあたり、民主主義と人権を守ること、医療・介護・保育・学童保育・障害者福祉などに関わる従事者の人員確保と「自粛と補償」の一体的政策などを緊急に求めます。

京都社会保障推進協議会 議長 渡邊賢治

政府は、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、緊急事態宣言を発令しました。私たちは、すでに新型インフルエンザ等対策措置法が、国民の人権を制限するものであることから反対の立場であることを表明しています。

今回の発令にあたっては、人権の制約は必要最小限度でなければならないにもかかわらず、宣言の目的、対象地域、期間、対策など、明確な理由と基準が示されていません。これでは、人権制約の白紙委任に他ならず、政府は、国民に厳密な根拠と基準を早急に示すべきです。

また、緊急事態宣言の内容は、従来の施策、法律などで十分対応可能なものばかりであり、「宣言を出す」ことに目的があったのではないかと指摘されています。権力は制約的でなければなりません。民主主義国家としてのルールを守らねばなりません。

さらに安倍首相が「自粛と補償の一体的政策」を拒否していること、不公平かつ手続きが難しい現金給付案も国民の不安と不満を広げています。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、医療崩壊が指摘されています。そもそも医師や看護師、病院・ベッドを減らし、公立公的病院などの統廃合を進め、感染症病床を減らし、医師のいない保健所を認めてきた施策の誤りを認め、ただちに、医療・社会保障を充実させる施策に転換することが政府に求められます。そして、医師・看護師などの医療従事者の増員と人工呼吸器や体外式模型人工心肺、防護服など必要な機器・物品の確保をするべきです。まだ現場で不足しているマスクなどは、備蓄の放出で終わらせず、生産体制の強化のための公的資金投入が必要です。

新型コロナウイルス感染症の広がりの中で、献身的に社会を支えている医療・介護・保育・学童保育・障害者福祉などに関わる職員が疲弊している状況に対して、国としての人員確保と財政保障を行うべきです。多くの人が指摘しているように「自粛と補償」をセットで進めることとし、新型コロナウイルス感染症による所得や事業損失分はすべて補填すべきです。

緊急事態宣言発出により、安心して生きる権利が危機的状況になりかねません。学校休校による子どもの学び・遊びの権利の保障、学校給食に依存していた子どもの食の保障が求められます。ドメスティックバイオレンスの可能性のある家庭や独居の高齢者などへの見守りなども緊急の課題です。新型コロナウイルス感染症は、さまざまな社会の歪みを拡大しています。ここに光をあてるのが政治の責任ではないでしょうか。

国民の立場に立った施策を行うかが政府に問われています。私たちは、民主主義と人権を守り、国民の理解と納得、安心と安全が保障される施策を緊急に求めるものです。